３　第一項第三号の意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二　監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三　第一項第二号の意見が前項第二号に掲げる意見である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ　除外事項及び当該除外事項が監査の対象となった計算書類に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

ロ　実施できなかった重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかった事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

四　第一項第二号の意見が前項第三号に掲げる意見である場合には、監査の対象となった計算書類が不適正である理由

４　第一項第四号のその他の記載内容に関する事項は、法第三十四条の十六の三第一項に規定する説明書類の記載内容（第三十九条第五号ロ及びハに掲げる事項を除く。）に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

一　その他の記載内容の範囲

二　その他の記載内容に対する登録有限責任監査法人の代表者の責任

三　その他の記載内容に対して公認会計士又は監査法人は意見を表明するものではない旨

四　その他の記載内容に対する公認会計士又は監査法人の責任

五　その他の記載内容について公認会計士又は監査法人が報告すべき事項の有無及びその内容

５　第一項第五号の追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

６　第一項第六号の登録有限責任監査法人の代表者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　計算書類を作成する責任があること。

二　計算書類に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備し、及び運用する責任があること。

７　第一項第七号の監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにあること。

二　一般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三　監査は計算書類項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

四　監査は登録有限責任監査法人の代表者が採用した会計方針及びその適用方法並びに登録有限責任監査法人の代表者によって行われた見積りの評価も含め全体として計算書類の表示を検討していること。

五　監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

六　監査の目的は内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

８　公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第二号の意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載しなければならない。

［項を加える。］

［項を加える。］

５　第一項第四号に定める事項は、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

６　公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第三号に定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載しなければならない。